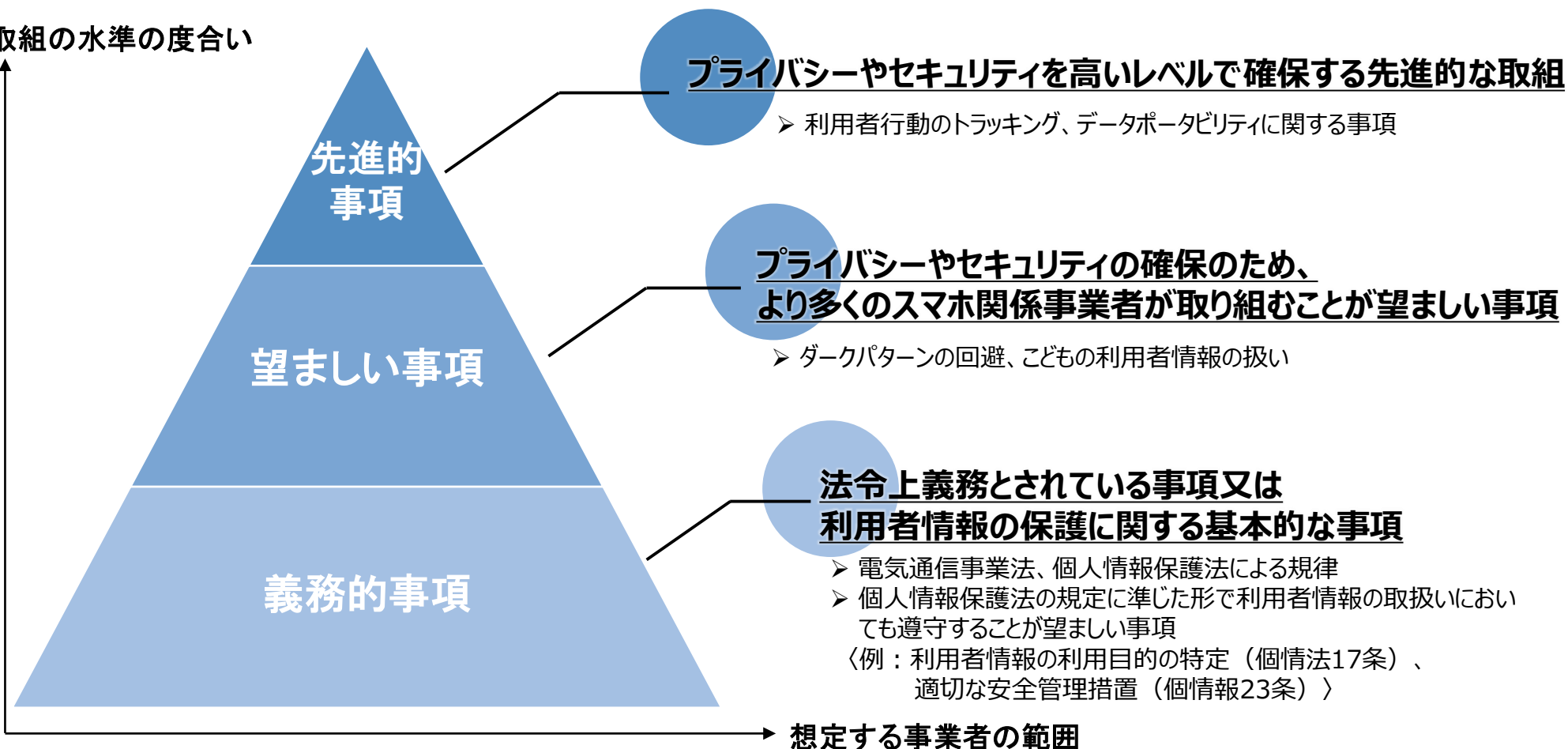


- SPSIは、スマホ関係事業者が取り組むことが望ましい事項を定めており、法令から一步進んだベストプラクティスを記載している。
- その一方で、SPSIで掲げる事項には、法令により事業者の義務とされているものも含んでおり、SPSIを参照するスマホ関係事業者において効果的に取組が進むよう、その望ましいとされる度合いについて、例えば以下のように整理して構造的に示すこととしてはどうか。

取組の水準の度合い



SPSIにおけるスマホアプリ提供者における各取組の位置づけのイメージ

凡例 :〈 〉内は、SPSI策定に際して参照・準拠した法令、ガイドライン等を示す

	1.2.1.1 プライバシーポリシー の作成・公表	1.2.1.2 プライバシーポリシーの運用	1.2.1.3(苦情相談への対応体制) 1.2.1.4(適切な安全管理措置) 1.2.1.5(開発時留意事項) 1.2.1.6(ダークパターンの回避) 1.2.1.7(電気通信事業法への対応)
先進的 事項	データポータビリティを確保している場合、 利用者情報の移転を行う方法の記載	利用者行動のトラッキング に関する同意取得	
望ましい 事項	利用者情報の取得方法の記載 (利用者の入力か、アプリによる自動取得か) 〈電気通信ガイドライン15条〉 委託する場合における 委託先、委託の目的等の記載 〈電気通信ガイドライン15条〉	こどもの利用者情報の高い水準での確保 〈DSA28条〉 同意の撤回の機会の提供 〈GDPR7条〉	開発時留意事項 ダークパターンの回避 〈DSA25条〉
義務的 事項	スマホアプリ提供者の氏名・住所等の記載 〈個情法32条〉 外部送信により取得する 利用者情報の項目・内容の記載 〈事業法27条の12〉 利用目的の特定 〈個情法17条〉	センシティブ情報取得に係る同意取得 〈個情法20条〉 通信内容・履歴取得に係る同意取得 〈事業法4条〉 契約者ID・端末IDの利用目的の明確化 〈個情法17条等〉	苦情相談への対応体制 〈事業法27条〉 適切な安全管理措置 〈個情法23条〉 電気通信事業法への対応